

**立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）**  
**個人研究費**  
**2007年度研究成果報告書**

|       |                                 |        |
|-------|---------------------------------|--------|
| 研究代表者 | 所属・職名                           | 氏名     |
|       | 経済学部・准教授                        | 関口 智 印 |
| 研究課題  | 財政再建期における租税政策と社会保障政策の相互作用に関する研究 |        |
| 研究期間  | 2007年度                          |        |
| 研究経費  | 500,000円                        |        |

**研究の概要（200～300字で記入、図・グラフは使用しないこと）**

(1) 総論

本研究では、財政再建期における租税政策と社会保障政策の相互作用に関する研究を行なった。対象期間及び場所は、財政再建を達成した1990年代以降のアメリカであるが、同時期のEUや、バブル崩壊を経験して以降に財政赤字にあえぐ日本をも意識している。

本研究がカバーする学問分野は、財政学、中でも租税論及び社会保障論である。特に租税制度を中心とした「制度の相互関連」に着目する点で、従来の研究では意識されることのなかった点を正面から取り上げるところに特色がある。

一例を挙げると、雇用主負担の社会保障税（日本では雇用主負担の社会保険料）の負担増大を考える場合、社会保障税の負担増加のみに着目すべきではなく、これが法定福利費として法人税の減収にも影響を与えているという視点である（社会保障税と法人税との相互関連）。

今年度の研究費交付期間には、過年度より進めてきた1990年代以降のアメリカの租税政策と社会保障政策についての研究を、法人所得税を中心に社会保障税・個人所得税をも視野に入れた租税「制度内部の相互関連」、租税制度と社会保障制度といった「制度間の相互関連」にも着目し、一層深化させた。

また、制定された制度の作用のみならず、制度の制定される政策形成過程にまでさかのぼり、政策意図と現実との乖離についても検討した。さらに、日本・EUをも視野に入れた研究をした。

本研究の当面の目的は、アメリカの財政再建期における租税政策と社会保障政策の相互関連の実態を明らかにする点にあった。その際、EU等も視野に入れ、階層別租税負担の推移等を通じて市場経済・社会と租税制度・社会保障制度との相互関係が明らかにすることを意識していた。その究極の目的は、現在日本が直面している財政再建という政策課題に対応する租税政策や社会保障政策の姿を考える際の素材の一つとして位置づける点にあった。

**キーワード（研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。）**

[ 財政再建 ] [ 社会保障 ] [ 租税構造 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

## (2) 各論

## 【研究成果 1】

関口 智「スウェーデン・ドイツの財政再建について」『スウェーデン・フランス・ドイツ財政再建の挑戦と日本への示唆 欧州政策調査団 調査報告』日本労働組合総連合会 2007.7 137-143。

## (概要)

スウェーデンの財政再建において留意すべきは、社会的バランスの維持を配慮した歳出・歳入改革であったことにある。歳出削減は一般国民に影響を与えるが、年金給付・児童手当・住宅補助等は低所得者層への影響が大きい。そこで、増税する際には富裕税や不動産税といった、高所得者層からの徴収を主としたという。ただし、このプロセスは、一部、スウェーデンの給付・負担構造を前提とした部分も見られる。スウェーデンでは、基本的に給付はユニバーサルサービスであるから、増税分に対する給付は、全ての階層に分配される。つまり、負担面と給付面(ユニバーサルサービス)が相対的に高い構造を前提にして成立している部分もあるからである。

ドイツを分析する際の基本的視点は、旧東ドイツ問題という国内的な問題と、EU マーストリヒト条約への対応という国際的な問題の2つを意識した財政再建である点であろう。財政安定化のための2007年予算について、特徴的なのは、①大連立政権の影響もあり社会的バランスを配慮した改正となっていること、②支出パッケージと共に行われていることである。

## 【研究成果 2】

関口 智「雇用主提供医療とアメリカ租税政策(上) -雇用主提供年金との比較の視点から」中央経済社 税務弘報 55巻10号 2007.9 106-116。

関口 智「雇用主提供医療とアメリカ租税政策(下) -雇用主提供年金との比較の視点から」中央経済社 税務弘報 55巻11号 2007.10 106-115。

## (概要)

本稿では、アメリカ雇用主提供医療保険と租税政策との関連について取り上げた。その際、雇用主提供年金保険も視野に入れて検討を行った。というのは、アメリカの租税政策と社会保障・企業保障制度との関連を理解するためには、雇用主提供年金保険と雇用主医療保険の両者を意識して研究する必要があるように思われたからである。

周知のように、GDP に占める社会支出の割合を見ると、アメリカは先進国の中でも最低の部類に属している。しかし、社会政策支出について、連邦財政予算に現れる直接支出項目のみでなく、租税支出をも視野に入れると、Howard(1997)の指摘するような「隠れた福祉国家」とも言える規模の支出をおこなっていることがわかる。中でも雇用主提供医療保険に関連する租税支出は、雇用主提供年金保険に関連する租税支出に次ぐ規模であり、医療支出全体の中でも、メディケア(高齢者医療保険)、メディケイド(低所得者医療扶助)に次ぐ3番目の規模を有している。公的医療の提供が限定的なアメリカでは、雇用主が被用者に民間医療保険を提供するための支出規模は大きい。租税支出の規模は、このような民間領域での活動を促進するような租税政策を実施していることを示している。つまり、租税支出というフロー面からとらえれば、アメリカでは雇用主による被用者への医療保険の提供と被用者の医療保険への参加を促進するような租税政策を採用しているといえるであろう。

このような公的領域と私的領域との関連は、ストックの面から捉えると、きわめて興味深い問題を提示してくれる。雇用主の提供する医療・年金保険は、雇用主にとっては労働債務(年金債務・医療債務)である。公的医療・年金の提供領域が広い国では、雇用主等の私的領域の債務は相対的に軽減されている一方で、政府の債務は相対的に増加する。反対に、アメリカのような公的医療・年金保険の提供領域が限定的な国では、政府の債務は相対的に軽減される一方で、雇用主等の私的領域の債務は相対的に増加する。つまり、医療・年金保険といった将来債務を、政府が負うのか、雇用主が負うのか、被用者や自営業者が負うのかという視点で捉えると、アメリカ政府は、雇用主の被用者への医療保険の提供と被用者の医療保険への参加を促進すべく、雇用主による医療支出等に租税優遇措置を与えることで、相対的に増加する雇用主等の債務の軽減をおこなってきたともいえる。

しかしながら、1980年代以降の医療費の高騰とともに、雇用主による医療保険の提供割合や被用者自身の医療保険への参加割合は低下傾向にあり、さらに無保険者の問題も未解決になっている。そこで、現在もこの問題を解消すべく、アメリカ国内においてさまざまな対応策が議論されている。そこで、本稿では、第一に、雇用主提供年金との比較を意識しつつ、雇用主提供医療に対する租税制度と会計制度の取り扱いについて確認した。第二に、1993年に発表されたクリントン政権による国民皆保険構想の前後の雇用主と被用者の実態を把握した。第三に、クリントン政権による国民皆保険構想が挫折した以降のアメリカ雇用主提供医療と租税政策の変化と動向について検討した。

※ この(様式2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究成果の概要 (つづき)****【研究成果 3】**

関口 智「地方分権の視点から見た地方消費税の課題」全国知事会『都道府県展望』No. 593 2008. 2 7-11 頁。  
(概要)

現在多くの都道府県が「地方分権改革推進のための地方大会」を開催している。その大会決議を本稿との関連から見ると、概ね共通するのは、「地方税財源の充実強化」と「地方税財源の偏在是正」となる。なるほど、近年行われた個人住民税の税源委譲は、その規模、税収の安定性・偏在性等から見て、第一段階であったのかもしれない。そこで都道府県は、地方税の適格性(地方税収の安定性、税源の地域普遍性等)の観点から、第二段階の税源移譲の主たる焦点を、地方消費税に絞っていることも伺える。

ところが、その地方消費税に目を転じると、現行地方消費税は課税(賦課・徴収)権の行使を十分に行えるとは言い難い。もっと極端な言い方をすれば、地方消費税は、集権的な地方税制の典型であるとも言う状況にある。多くの論者の指摘にもあるように、現行地方消費税の実態は、課税要件も租税確定・徴収手続きも国税消費税に依存した付加税になっているからである。

社会保障財源等の将来的な消費課税への依存度の高まりを踏まえつつ、地方消費税を地方分権の趣旨に照らした場合、都道府県による課税権(賦課・徴収)の行使に関する議論は避けて通ることはできない課題である。

本稿では、都道府県の地方消費税に着目し、その課税(賦課・徴収)権の行使のうち、税率決定権の問題と徴税執行主体の問題の2点について取り上げた。

**【研究成果 4】**

関口 智「アメリカ租税政策と医療・年金一所得階層別実態の視点から」日本財政学会 2007. 10 153-156 第 64 回大会報告。

(概要)

本稿では、アメリカ民間医療・年金保険制度に関連する 1990 年代以降の租税政策について、被用者(個人)の所得階層に着目して検討している。アメリカでは、伝統的に政府部門の社会保障債務(医療・年金保険等)の規模が小さいが、これは民間部門が医療・年金債務のシフトを受容してきたからでもある。近年、民間部門内部では従来の確定給付型に確定拠出型を加えた雇用主から、被用者・個人への医療・年金債務のシフトが起こっている。これら一連のシフトを政府は租税政策により促進し、社会保障財政の逼迫を回避する方向性を追及してきた。しかし、近年の租税政策は主として高所得層の租税負担の相対的軽減につながり、低所得層にその便益が及びにくくなっている。そのため、低所得層に還付可能な税額控除を付与することで改革への社会的な支持の調達を模索しているが、執行上や財源上の問題等も交錯し、合意にまで至っていない。

**【研究成果 5】**

関口 智「EU における域内国境の撤廃と付加価値税」地方財務協会『地方財政』47 巻 3 号 2008. 3 4-15。

(概要)

本稿では、EU の経済統合(域内国境の撤廃)に伴って、従来の国境管理を行う課税方式から新たな課税方式へ転換が求められた付加価値税について検討した。中でも、域内国境の撤廃が、EU 各国における付加価値税の①税率・課税ベースの決定権、②経済的中立性、③徴税体制、④税収の帰属地と最終消費地との関係に与えた影響に着目した。これらの論点に着目したのは、境界管理を行わないボーダレス取引に対する付加価値税として共通点している、日本の地方消費税を意識しているからである。

多くの論者の指摘にもあるように、現行地方消費税の実態は、課税要件も租税確定・徴収手続きも国税消費税に依存した付加税になっている。つまり、現行の地方消費税は課税(賦課・徴収)権の行使を十分に行える状況にあるとは言いがたい。しかし、地方分権の視点から見た地方消費税を展望した場合、少なくとも都道府県に課税(賦課・徴収)権を行使する余地を与えることは必要なことであろう。そこで、課税権行使の余地のある EU 各国の域内付加価値税に着目しながら、日本の地方消費税での課税(賦課・徴収)権行使の可能性と課税権の行使によって生じる問題点について指摘した。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

(1) 関口 智「スウェーデン・ドイツの財政再建について」『スウェーデン・フランス・ドイツ財政再建の挑戦と日本への示唆 欧州政策調査団 調査報告』日本労働組合総連合会 2007.7 137-143。

(2) 関口 智「雇用主提供医療とアメリカ租税政策(上) -雇用主提供年金との比較の視点から」中央経済社 税務弘報 55巻10号 2007.9 106-116。

(3) 関口 智「雇用主提供医療とアメリカ租税政策(下) -雇用主提供年金との比較の視点から」中央経済社 税務弘報 55巻11号 2007.10 106-115。

(4) 関口 智「アメリカ租税政策と医療・年金-所得階層別実態の視点から」日本財政学会 2007.10 153-156 (単著論文) 第64回大会報告要旨。

(5) 日本財政学会第64回「アメリカ租税政策と医療・年金-所得階層別実態の視点から」報告 2007.10 明治大学(御茶ノ水校舎)

(6) 関口 智「社会保障財源と税制改革の視点」連合総合生活開発研究所 『連合総研レポート DIO』No.222、2007.12、5-6頁。

(7) 関口 智「地方分権の視点から見た地方消費税の課題」全国知事会『都道府県展望』No.593 2008.2 7-11頁。

(8) 京都大学COE租税論ワークショップ「アメリカセッション」討論者 2008.2 早稲田大学(丸の内キャンパス)

(9) 関口 智「EUにおける域内国境の撤廃と付加価値税」地方財務協会『地方財政』47巻3号 2008.3 4-15。